

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する
平成13年度の活動方針について

平成13年10月3日
男女共同参画会議決定

平成13年度において、男女共同参画会議が重点的に監視を行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、「国の審議会等委員への女性の参画の促進」、「女性国家公務員の採用・登用等の促進」及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について（平成13年7月6日閣議決定）に係る施策」とする。